

(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	4,000	
(ウ) 面分析			
a アルゴンイオンエッチングを要する場合	1件（5元素までごとに1件とする。）	20,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,000円を加算した額	
b アルゴンイオンエッチングを要しない場合	〃	20,000	
(イ) 深さ方向分析			
a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合	1件（分析深さ0.2マイクロメートルまでごとに1件とする。）	41,000	
b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合	〃	66,000	
ス エックス線分析顕微鏡によるもの	1 件	10,000	
セ 液体クロマトグラフ質量分析装置によるもの	〃	14,000	
ソ 高速液体クロマトグラフによるもの	1 件 1 成 分	9,500	
タ アからソまで以外の機器によるもの	1 件	3,300	
(2) 化学分析	1 件 1 成 分	3,200	
2 定量分析			
(1) 機器分析			
ア ガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの	〃	32,000	
イ 高速液体クロマトグラフによるもの	〃	15,000	
ウ プラズマ発光分析装置によるもの	〃	12,000	
エ プラズマ質量分析装置によるもの	〃	17,000	
オ 燃焼溶融式元素分析装置によるもの			
(ア) 高周波炉加熱式分析による場合	〃	3,500	
(イ) 抵抗炉加熱式分析による場合	〃	5,100	
(ウ) インパルス炉加熱式分析による場合	〃	5,200	
カ 蛍光エックス線分析装置によるもの	〃	6,600	
キ サイズ排除クロマトグラフィーシステムによるもの	1 件 1 試 料	20,000	
(2) 化学分析	1 件 1 成 分	1,300円以上4,700円以下の範囲内で知事が定める額	
(3) (1)及び(2)以外のもの	〃	3,400円以上5,100円以下の範囲内で知事が定める額	
3 プラスチック試験			
(1) 機械的試験	1 件	1,800	
(2) 熱的試験			
ア 热变形温度試験装置によるもの	〃	2,300	
イ 热伝導率測定装置によるもの	〃	7,900	
(3) 光学的試験	〃	1,100	
(4) 電気的試験	〃	1,400	
(5) ゴム硬さ試験	〃	900	
(6) 生分解性試験	1件（1試料24時間までごとに1件とする。）	9,300	
(7) その他の試験	1 件	1,100円以下の範囲内で知事が定める額	
4 物理化学試験			
(1) 比重	〃	800	
(2) 反射率又は透過率	〃	1,400	

(3) 温度	"	1,700
(4) 粘度	"	2,300
(5) 風速	"	1,000
(6) 水素イオン濃度	"	800
(7) 粘弾性 ア 静的粘弾性測定装置によるもの	"	11,000
イ 動的粘弾性測定装置によるもの	"	13,000
(8) 粘度分布	"	11,000
(9) 腐食性 ア 電気化学測定法による場合	"	10,000
イ 走査振動電極法による場合	"	12,000
 5 生体計測試験		
(1) 脳波計測	"	2,300
(2) 血圧測定	"	2,100
(3) 血流測定	"	1,700
(4) 心電図測定	"	1,800
(5) 呼吸代謝測定 ア トレッドミルを使用する場合	"	3,200
イ トレッドミルを使用しない場合	"	2,900
(6) 筋電図測定	"	1,900
(7) 関節角度測定	"	1,600
(8) 体圧分布測定	"	2,000
(9) 音質評価試験	"	2,400
 成績表謄本又は証明書	1 枚	600

(備考) 1 機械金属の項の2の(2)のウの試験における同一断面について1測定箇所を超える手数料の額は、その超える1測定箇所について、同ウの(7)のa及び(4)のaにあっては2,500円、同ウの(7)のb及び(4)のbにあっては6,400円とする。

2 機械金属の項の2の(6)のイの試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、12,000円とする。

3 機械金属の項の10の(10)、(11)及び(14)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同(10)にあっては1,800円、同(11)にあっては1,600円、同(14)にあっては1,100円とする。

4 化学等の項の1の(1)のク及びシ((イ)を除く。)の機器による分析における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同クの(7)にあっては6,000円、同クの(4)にあっては7,900円、同クの(ウ)にあっては11,000円、同クの(1)にあっては34,000円、同シの(7)のaの(a)にあっては7,000円にエッティング深さ50ナノメートルまでごとに3,000円を加算した額、同aの(b)にあっては7,000円、同(7)のbの(a)にあっては14,000円にエッティング深さ50ナノメートルまでごとに3,000円を加算した額、同bの(b)にあっては14,000円、同シの(ウ)のaにあっては12,000円にエッティング深さ50ナノメートルまでごとに3,000円を加算した額、同(ウ)のbにあっては12,000円、同シの(1)のaにあっては32,000円、同(1)のbにあっては54,000円とする。

5 化学等の項の3の(6)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、1,000円とする。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

産業技術課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県規則第26号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「次の各号に掲げる」を「校長が必要と認める」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

第12条の見出しを「(授業料等の納付等)」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第7条に規定する在職者訓練の授業料の額は、その都度公告する。

第18条第1項第1号中「3,300円」を「4,700円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「4,100円」を「5,900円」に改め、同号を同項第2号とする。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 産業活性化・雇用創出推進局

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県規則第27号

長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県工科短期大学校管理規則(平成6年長野県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、医師の発行する健康診断書」を削る。

別表の1の専攻講義の項中 「数値制御I  
数値制御II」 を

「数値制御  
機械要素」 に、

「機械要素  
電子工学概論  
特別講義」 2 2 4 を

「ゼミナールI  
ゼミナールII  
ゼミナールIII  
ゼミナールIV」 2 2 2 2 に改め、同1の専攻実技の項

中 「 25 4 を 「 27 2 に改め、同表の2の基礎講義の項中

「制御工学」 「 制御工学概論」 に、

「力学演習I  
力学演習II」 2 2 を

「 力学演習 2 に、」

「 安全衛生工学 2 2 を」

「 安全衛生工学 2 に改め、同2の専攻講義の項

中 「 電気工学 2  
メカトロニクス工学 2  
油空圧制御 2 」 を

「 メカトロニクス工学 4 2 に、」

「 センサ工学 2  
機械力学 2  
論文研究 2 」 を

「 論文研究 2  
ゼミナールI 2  
ゼミナールII 2  
ゼミナールIII 2  
ゼミナールIV 2 に改め、同2の専攻実技の項」

中 「 制御工学実験 4 を

「 特別実習 2 4 に、」

「 コンピュータ制御実習I 2  
コンピュータ制御実習II 4 」 を

「 コンピュータ制御実習 4 に、」

「 CAD/CAM実習I  
CAD/CAM実習II 」 を

「 CAD実習I  
CAD実習II 」 に、「 22 」 を 「 24 」

に改め、同表の3の一般教育の項中

「 自然科学 2 2 を」

「 解析学概論 2 に改め、同3の専攻講義の項中」

「 コンピュータ工学 6 」 を

「 コンピュータ工学 2 に、」

「 論文研究 2 」 を

「 論文研究 2  
ゼミナールI 2  
ゼミナールII 2  
ゼミナールIII 2  
ゼミナールIV 2 に改め、同3の専攻実技の項」

中 「 6 4 を 「 4 6 」 に、」

「コンピュータ工学実習Ⅰ	4	」を
コンピュータ工学実習Ⅱ	4	」
「コンピュータ工学実習Ⅰ	2	に、
コンピュータ工学実習Ⅱ	4	」
コンピュータ工学実習Ⅲ	4	」
「電磁波工学実験 卒業研究	4 28	」を
「電磁波工学実験 卒業研究 特別実習	2 24 2	に改め、同表の4の専攻 」
講義の項中「人工知能	」を	
「人工知能・特別実習	」に、	
「デジタル信号処理 マンマシンシステム 論文研究Ⅰ 論文研究Ⅱ	2 2 1 2	」を
「論文研究 ゼミナールⅠ ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ ゼミナールⅣ	1 2 2 2 2	に改め、同4の専攻実技の項 」
中「ソフトウェア工学実習Ⅲ	6	」を
「ソフトウェア工学実習Ⅲ	4	」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現に長野県工科短期大学校の第2学年に在学する者の履修すべき科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県工科短期大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

産業活性化・雇用創出推進局

改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県規則第28号**

## 改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

改良普及員資格試験条例施行規則（昭和59年長野県規則第15号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

農業技術課

地方卸売市場等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県規則第29号**

## 地方卸売市場等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方卸売市場等に関する条例施行規則（昭和46年長野県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第8号」を「第3条第9号」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第3条第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- 委託手数料の額の決定に関する事項
- 委託手数料の額の周知に関する事項

第12条第5号中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の2号を加える。

(6) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。  
イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

(7) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

第12条に次の1項を加える。

- 前項第6号のイ又は第7号のイの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに開設者に届

け出なければならない。

第13条第2項本文中「地方卸売市場の面積の変更のうち、その面積の10パーセント以内を増減するもの」を「次に掲げる変更」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方卸売市場の面積の変更のうち、その面積の10パーセント以内を増減するもの（当該市場の卸売場の面積が卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下この条及び次条において「政令」という。）第2条に規定する最低規模を下回ることとなる場合の変更を除く。）
- (2) 開場の期日又は時間の変更のうち、開場されていなかつた期日又は時間を開場することとするもの
- (3) 施設の使用料の変更のうち、政令第7条第5号に規定する卸売場等の使用料をその10パーセントを超えて増減するもの以外のもの

第16条を次のように改める。

#### 第16条 削除

様式第1号、様式第2号及び様式第5号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第10号中「利益金処分書又は欠損金処理書」を「利益処分計算書又は損失処理計算書」に改める。

様式第11号を次のように改める。

#### (様式第11号) 削除

様式第12号及び様式第13号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条を同条第2項とし、同項の前に1項を加える改正規定（同条第1項第2号及び第3号に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第8項（同法第89条第3項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、この規則による改正後の地方卸売市場等に関する条例施行規則様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第12号及び様式第13号に規定する登記事項証明書とみなす。

#### 園芸特産課

林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県規則第30号

林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則

林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和33年長野県規則第6号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 林業振興課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県規則第31号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表の2の(13)を削り、同2の(14)を同2の(13)とし、同2の(15)を同2の(14)とし、同2の(16)中「長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例」を「長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例」に改め、同(16)を同2の(15)とし、同2の(17)を同2の(16)とし、同2の(18)を同2の(17)とし、同2の(19)を削り、同2の(20)を同2の(18)とし、同2の(21)から(23)までを2ずつ繰り上げ、同2の(24)を削り、同2の(25)を同2の(22)とし、同2の(26)から(29)までを3ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 会 計 課

長野県霧ヶ峰キャンプ場管理規則を廃止する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県規則第32号

長野県霧ヶ峰キャンプ場管理規則を廃止する規則

長野県霧ヶ峰キャンプ場管理規則（昭和44年長野県規則第31号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 体 育 課

長野県立歴史館管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県教育委員会

#### 長野県教育委員会規則第5号

長野県立歴史館管理規則の一部を改正する規則

長野県立歴史館管理規則（平成6年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第3条」を「第4条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 文化財・生涯学習課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

### 長野県公安委員会規則第4号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表の一般国道147号の項の次に次のように加える。

一般国道152号	一般国道18号との交差点から小県郡丸子町大字腰越字花ヶ石1593番の7地先まで
----------	---

別表の県道松本環状高家線の項中「南安曇郡梓川村大字倭578番の8地先」を「松本市梓川倭578番の8地先」に改め、同表の県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線の項の次に次のように加える。

県道丸子東部インター線	一般国道152号との交差点から一般国道18号との交差点まで
-------------	-------------------------------

別表の県道関崎川中島停車場線の項の次に次のように加える。

県道清野篠ノ井停車場線	一般国道18号との交差点から長野市道篠ノ井南288号線との交差点まで
-------------	------------------------------------

別表の長野市道四ツ屋今井線の項の次に次のように加える。

長野市道篠ノ井南288号線	県道清野篠ノ井停車場線との交差点から長野市篠ノ井御幣川字南松島749番の11地先まで
---------------	--

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道152号、県道丸子東部インター線、県道清野篠ノ井停車場線又は長野市道篠ノ井南288号線を行った自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通企画課

長野県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

### 長野県公安委員会規則第5号

長野県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同項第3号中「暴力団対策課 国際捜査課」を「捜査第三課 組織犯罪対策課」に改める。

第4条の2に次の2号を加える。

(3) 個人情報の保護に関すること。

(4) 文書管理に関すること。

第9条第1項第4号中「文書管理」を「文書の浄書、印刷、送達及び収受」に改める。

第10条第1項第4号及び第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく銃砲刀剣類等の所持許可、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催、猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施、指定射撃場、射撃指導員、教習射撃場及び練習射撃場の指定、射撃教習及び射撃練習を受ける資格の認定、教習射撃場及び練習射撃場の備付け銃並びに猟銃等保管業の届出の受理並びに指導取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可、火薬類運搬届の受理並びに火薬類運搬証明書の交付に関すること。

第10条第1項第10号を次のように改める。

(10) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定に基づく核燃料物質等、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定に基づく放射性同位元素等及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定に基づく特定物質の運搬の届出の受理及び届出を証明する文書の交付に関すること。

第10条第1項第12号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 火薬類、高圧ガスその他の危険物の取締りに関するこ（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

第13条（見出しを含む。）中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同条第1号から第4号までを削り、同条第5号を同条第1号とし、同条第6号を同条第2号とし、同条第7号中「麻薬及び覚せい剤関係事犯その他の」を削り、「こと」の次に「（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条第8号を同条第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化並びに取締りに関するこ（少年課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関するこ。

(7) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関するこ。第13条第9号中「第1号及び第4号から前号まで」を「前各号」に改め、同号を同条第8号とする。

第13条の2中「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

第14条第1項第1号中「及び窃盗犯」を削り、同項第4号及び第5号を削り、同項第6号を同項第4号とする。

第16条の2を削る。

第16条（見出しを含む。）中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改め、同条第1号中「暴力団対策」を「組織犯罪対策」に改め、同条第4号中「捜査」を「取締り」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「規定による」を「規定に基づく」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同

条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 組織犯罪に係る情報の収集及び分析に関すること。

第16条に次の3号を加える。

(6) 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

(7) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(8) 他の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。

第16条に次の1項を加える。

2 組織犯罪対策課に、国際犯罪の捜査、外国人の組織的な犯罪の対策、国際捜査共助並びに通訳及び翻訳に関する事務をつかさどらせるため、国際捜査室を付置する。

第16条を第16条の2とし、第15条の次に次の1条を加える。

(捜査第三課)

第16条 捜査第三課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 偷盗犯の捜査に関すること。

(2) 移動警察に関すること（鉄道警察隊の所掌に属するものを除く。）。

(3) 手口捜査に関すること。

第22条第1項に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げる事務に関する調整及び指導に関する事務。

第30条第2項中「長野県上田警察署」の次に「、長野県佐久警察署」を加え、「及び長野県松本警察署」を「、長野県松本警察署及び長野県豊科警察署」に改め、同条第6項第7号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する事務。

(8) 組織犯罪の取締りに関する事務（署内の他課の所掌に属するものを除く。）。

第30条第8項中「第7号」を「第9号」に改める。

別表第1の警務部の項中「文書管理係」を「文書係」に改め、同表の生活安全部の項中「営業係」を「営業係 危険物係」に、

「生活保安課」を「生活環境課」に、「企画指導係 危

険物係」を「企画指導係」に、「環境犯罪対策係 銃器対策係 薬物対策係」を「環境係 風俗係」に改め、同表の刑事部の項中「手口捜査係 盗犯係」を「企画指導係」に、

「暴力団対策課」を「捜査第三課」に、「指定係 国際捜査課」に、「組織犯罪対策係」を「盗犯係 手口捜査係」に、「組織犯罪対策係 国際捜査係」を「情報分析係 指定・暴排係 暴力団対策係 薬物・銃器対策係」に改め、同表の交通部の項中「臼田分駐隊」を「佐久分駐隊」に改める。

別表第2の1の長野市若槻大通り交番の項中「大字若槻団地 大字稲田 稲田1丁目」を「檀田一丁目及び二丁目 大字若槻団地 稲田1丁目から四丁目まで」に改め、同表の2の豊田村豊井警察官駐在所の項及び豊田村永田警察官駐在所の項を削り、同表の3の中野市倭警察官駐在所の項の次に次のように加える。

中野市豊井 警察官駐在所	中野市大字 豊津	中野市 大字上今井 大字豊津 大字 穴田の一部
中野市永田 警察官駐在所	中野市大字 永江	中野市 大字永江 大字穴田の一部

別表第2の7の上田市上田駅前交番の項中「6丁目まで」を「6丁目まで 大字上塩尻 大字下塩尻 大字秋和」に改め、同7の上田市塩尻警察官駐在所の項を削り、同表の9の警察署所

「望月町  
大字印内 大字望月」を

「佐久市  
望月 印内」に改め、同9中

「立科町・望月町  
茂田井警察官駐在所」を「立科町・佐久市  
茂田井警察官駐在所」に、

「望月町  
大字茂田井」を「佐久市  
茂田井」に改め、同9の望月町

布施警察官駐在所の項から浅科村中津警察官駐在所の項までを次のように改める。

佐久市布施警察官駐在所	佐久市布施	佐久市布施
佐久市春日警察官駐在所	佐久市春日	佐久市春日
佐久市協和警察官駐在所	佐久市協和	佐久市協和
佐久市八幡警察官駐在所	佐久市八幡	佐久市甲 八幡 蓬田 桑山 矢嶋
佐久市中津警察官駐在所	佐久市塩名田	佐久市塩名田 御馬寄

別表第2の11の佐久市佐久平駅前交番の項中「大字長土呂」を「岩村田北一丁目」に、「大字岩村田」を「長土呂 岩村田」に、「岩村田北1丁目 大字常田 大字平塚 大字根々井 大字塚原 大字横根 大字上平尾 大字下平尾 大字小田井」を「小田井 横根 上平尾 下平尾 塚原 常田 平塚 根々井」に改

め、同11の佐久市中央交番の項中「佐久市大字中込」を

「佐久市中込」に、「大字岩村田」を「岩村田」に、「大字猿

久保 大字中込」を「猿久保 鳴瀬 今井 三河田 横和 中込」に、「大字瀬戸 大字安原 大字新子田 大字香坂 大字志賀 大字今井 大字横和 大字三河田 大字鳴瀬」を「瀬戸 香坂 安原 新子田 志賀」に改め、同11の佐久市内山警察官駐在所の項を次のように改める。

佐久市内山警察官駐在所	佐久市内山	佐久市内山
-------------	-------	-------

別表第2の11の佐久市南部交番の項中「**佐久市大字原**」を  
「**佐久市原**」に、「大字平賀 大字常和 大字太田部 大字

中込」を「野沢 原 鍛冶屋 高柳 取出町 本新町 跡部 三塚 桜井 小宮山 前山 大沢 中込一丁目から三丁目まで 中込」に改め、「橋場」を削り、「大字原 大字取出町 大字本新町 大字高柳 大字鍛冶屋 大字野沢 大字桜井 大字跡部 大字三塚 大字大沢 大字前山 大字小宮山」を「平賀 太田部 常和」に改め、同11の佐久市岸野警察官駐在所の項を次のように改める。

佐久市岸野警察官駐在所	佐久市伴野	佐久市 伴野 根岸 東立科
-------------	-------	------------------

別表第2の13中「長野県臼田警察署」を「長野県南佐久警察署」に改め、同13の警察署所在地交番の項から臼田町入沢警察官駐在所の項までを次のように改める。

警察署所在地 交番		佐久市 湯原 上小田切 中小田切 北川 下小田切 勝間 白田
佐久市田口警察官駐在所	佐久市田口	佐久市 田口 清川 三分
佐久市入澤警察官駐在所	佐久市入澤	佐久市 下越 入澤 平林の一部

別表第2の13の佐久穂町海瀬警察官駐在所の項中

「**臼田町**」を「**佐久市**」に、「大字平林の」を「平林の」に改め、同表の21の檜川村警察官駐在所の項を削り、同表の22の塩尻市洗馬警察官駐在所の項の次に次のように加える。

塩尻市楨川警察官駐在所	塩尻市大字木曽平沢	塩尻市 大字贊川 大字木曽平沢 大字奈良井
-------------	-----------	--------------------------

別表第2の23の松本市岡田警察官駐在所の項の次に次のように加える。

松本市四賀警察官駐在所	松本市会田	松本市 反町 刈谷原町 七嵐 赤怒 田 殿野入 金山町 保福寺 町 中川 穴沢 取出 板 場 会田 五常
-------------	-------	--

別表第2の23の波田町警察官駐在所の項を次のように改める。

波田町交番	波田町大字鍋割	波田町 松本市 梓川上野 梓川梓 梓川倭
-------	---------	----------------------------

別表第2の23の明科町交番の項から坂井村警察官駐在所の項までを次のように改める。

松本市奈川警察官駐在所	松本市奈川	松本市 奈川
松本市安曇警察官駐在所	松本市安曇	松本市 安曇

別表第2の24の警察署所在地交番の項から豊科町田沢警察官駐在所の項までを次のように改める。

豊科町交番	豊科町大字豊科	豊科町
-------	---------	-----

別表第2の24の三郷交番の項中「**三郷村**」を  
「**梓川村**」

「**三郷村**」に改め、同24の安曇村警察官駐在所の項及び奈川

村警察官駐在所の項を次のように改める。

明科町交番	明科町大字中川手	明科町
生坂村警察官駐在所	生坂村	生坂村
麻績村警察官駐在所	麻績村	麻績村
本城村警察官駐在所	本城村大字西条	本城村
坂北村警察官駐在所	坂北村	坂北村
坂井村警察官駐在所	坂井村	坂井村

別表第3の長野県松本警察署の項及び長野県豊科警察署の項を次のように改める。

長野県松本警察署	松本空港警備派出所	松本市大字空港東	長野県松本空港一帯
	上高地警備派出所	松本市安曇	上高地一帯

別表第4の生活保安課の項及び捜査第一課の項を次のように改める。

捜査第一課	広域捜査官	警	視	広域重要事件の捜査に関する指導、共助及び連絡調整並びに部下職員の指揮監督
-------	-------	---	---	--------------------------------------

別表第4の暴力団対策課の項を次のように改める。

捜査第三課	組織窃盗対策官	警	視	組織窃盗対策に関する企画、調査及び指導、組織窃盗の捜査並びに部下職員の指揮監督
組織犯罪対策課	情報分析官	警	視	組織犯罪情報の収集及び分析並びに部下職員の指揮監督
	暴力団排除対策官	警	視	暴力団排除活動に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督
	意見聴取官	警	視	意見聴取の主宰及び部下職員の指揮監督
	薬物銃器対策官	警	視	薬物対策及び銃器対策に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督
国際捜査室	室長	警	視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督

(警察署協議会運営規則の一部改正)

第2条 警察署協議会運営規則（平成13年長野県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

「別表中 長野県臼田警察署協議会 を」

「長野県南佐久警察署協議会」に改める。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

## 長野県公安委員会規則第6号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

階級等別 区分	警察官							事務吏員、 技術吏員 及びその他の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計			
長野県警察本部	人 67	人 110	人 306	人 210	人 131	人 824	人 264	人 1,088	
長野県警察学校	2	3	8			13	5	18	
警察署	48	133	634	770	777	2,362	180	2,542	
初任科生					100	100		100	
合計	117	246	948	980	1,008	3,299	449	3,748	

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

警務課